

○犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請等の事務取扱いの代行に関する訓令

(平成 21 年 7 月 16 日本部訓令第 13 号)

改正 平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察本部長専決規程（昭和 36 年鳥取県公安委員会訓令第 1 号。以下「専決規程」という。）に基づいて行う犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「法」という。）及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請等の事務を、警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）に代行させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(専決事務の代行)

第 2 条 専決規程第 4 条の規定に基づき、広報県民課長又は署長に代行させる事務は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 広報県民課長又は署長は、代行事務の処理について疑義のあるとき、又は自らの判断のみで処理することが適当でないとき、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受けるものとする。
- 3 広報県民課長は、自ら又は署長が代行した事務の実施結果を毎年取りまとめて、代行事務処理報告書（別記様式）により本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

広報県民課長又は署長に代行させる事務

代行させる者	代行させる事務の内容
広報県民課長	1 法第 10 条第 1 項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受理に関する事。 2 法第 13 条第 1 項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭命令又は受診命令に関する事。

	<p>3 法第 13 条第 2 項の規定による公務所又は公私の団体への照会及び報告の徴収に関すること。</p> <p>4 規則第 19 条の規定による損害賠償を受けた場合の届出の受理に関すること。</p> <p>5 規則第 20 条第 1 項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定、当該裁定の申請の却下又は仮給付金を支給する旨の決定の通知に関すること。</p> <p>6 規則第 20 条第 2 項の規定による犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書の交付に関すること。</p>
署長	<p>1 法第 10 条第 1 項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受理に関すること。</p> <p>2 規則第 19 条の規定による損害賠償を受けた場合の届出の受理に関すること。</p>

別記様式(第 2 条関係)

代行事務処理報告書

[別紙参照]